

答申 個第20号

令和5年11月7日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報非開示（不存在）決定処分及び保有個人情報開示（全部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

令和5年1月10日付け4地保課第5007号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った、令和4年11月4日付け相模原市指令（地保）第42号による開示（全部開示）決定（以下「本件処分1」という。）及び同日付け相模原市指令（地保）第44号による非開示（不存在）決定（以下「本件処分2」という。）による処分（本件処分1及び本件処分2と併せて、以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 令和4年10月21日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「私が地域保健課に相談した際の記録（A歯科）（B歯科）（C歯科）2020年1月～2020年12/31」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、令和4年11月4日付けで、本件処分及び開示（一部開示）決定（以下「審査請求対象外処分」という。）による処分を行い、審査請求人に各決定通知を送付した。
- (3) 令和4年11月7日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和5年1月10日付けで、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書の記載によると、おおむね次のように主張している。

本件処分1については、開示決定の内容について再度審査するとの裁決を求め、回答の内容が不十分であったため、再度の審査を求めため審査請求を提起した。

本件処分2については、非開示決定を取り消すとの裁決を求め、相談票が存在しないためという理由であるが、その文章は存在しているはずであるため、非開示決定の取り消しを求めため審査請求を提起した。

なお、弁明書に対する反論書の提出及び審査会における意見陳述は行われなかった。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関は、弁明書及び当審査会の意見聴取において、おおむね次のように主張している。

医療安全相談窓口は、相談者が安心して相談できるようにするため匿名の受付を基本としており、相談内容を相談票に記録している。

相談内容に応じて必要な範囲で相談者の氏名の記録を行う場合があり、相談票の記録内容から本件請求に係る審査請求人が相談したものと判断できる公文書を特定し、本件処分及び審査請求対象外処分を決定した。

本件処分において決定した公文書以外に対象となる公文書について、本件審査請求を受けて改めて確認したが、審査請求人が相談したと特定できる相談票は作成しておらず存在しない。

医療安全相談窓口は、実施機関の1か所のみを設置しており、相談票は実施機関のパソコンで作成し、印刷したものを紙の状態で保存している。

相談内容の全てを詳細に記録することは困難であることから、相談票の記載は相談内容の要約である。

相談票は、紙文書を複数人で目視確認するとともに、電子データはパソコンの検索機能を用いて「漢字、カタカナ、ひらがな」でキーワード検索した。

審査請求人に係る相談票は、本件処分1及び審査請求対象外処分で開示した文書以外にもあるが、請求対象の歯科医院に関するものと特定するに至らなかった。

医療安全相談窓口に寄せられた医療機関に対する苦情については、医療機関が特定できる場合は、当該医療機関に対し苦情が寄せられた旨を伝えている。

5 審査会の判断

(1) 開示（全部開示）決定の妥当性について

審査請求人は、本件処分1について開示決定の内容について再度審査するとの裁決を求めている。

本件処分1は、令和2年1月から同年12月末までにおける医療安全相談窓口での相談を記録した相談票（以下「対象期間における相談票」という。）のうち、審査請求人に係る「A歯科」に関する相談票を対象としており、実施機関は令和2年2月25日に受け付けた審査請求人からの相談に関する相談票を対象文書と特定し、全部開示している。

審査請求人が求める「開示内容について再度審査する」の趣旨であるが、審査請求人が反論書を提出していないこと及び意見陳述を行わなかったことから、審査請求書に書かれた文面からの判断になるが、令和2年2月25日の相談票については全部開示されていることから審査の余地はない。

次に、文書特定の妥当性であるが、当審査会が当審査会事務局職員をして対象期間における相談票の目視確認を行ったが、審査請求人の「A歯科」

に関する相談票は、開示文書以外にはなかったことから、文書特定は妥当である。

(2) 非開示（不存在）決定の妥当性について

審査請求人は、本件処分2について非開示（不存在）決定を取り消すとの裁決を求めている。

本件処分2は、対象期間における相談票のうち、審査請求人に係る「C歯科」に関する相談票を対象としており、実施機関は特定できる相談票は存在しないため非開示（不存在）決定をしている。

対象文書不存在としたことの妥当性であるが、当審査会が当審査会事務局職員をして対象期間における相談票の目視確認を行ったが、審査請求人と特定できる「C歯科」に関する相談票は確認することができなかったことから、実施機関の決定は妥当である。

(3) その他

実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の行った本件処分に係る決定は、妥当であると判断する。

6 付 言

医療安全相談窓口は匿名相談であることで、氏名を明かさずに相談できることにメリットを感じる相談者がいる一方で、相談員が相談内容をきちんと受け止めているか、相談内容を正確に記録に残しているかと不安を感じる相談者も存在するものと考えられ、審査請求人もそのように感じていたものと思われる。一律に匿名相談とするのではなく、匿名・記名のいずれかを選択させることを検討していただきたい。

また、一般的に診療情報の理解は、医学や治療についての専門的な知識を持たない者にとって理解が難しいものである。実施機関は医療機関に対し、患者等にとって理解を得やすいよう、懇切丁寧な診療情報の提供に努めるよう引き続き指導をお願いしたい。

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年	月	日	処 理 内 容
令和	5年	1月10日	実施機関からの諮問
令和	5年10月	3日	審議① 実施機関からの意見聴取

令和 5年11月 7日

審議②

第2部会委員 岩崎 忠
辻 雄一郎
粟谷 布由実